

宮監第195号
平成27年10月14日

請求人 (略) 様

宇都宮市監査委員 岡本典幸

同 佐藤千鶴子

同 金子和義

同 岡本芳明

住民監査請求について (通知)

平成27年9月24日付で收受いたしました地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）につきまして、下記の理由により却下します。

記

1 本件請求の要旨

請求人から提出された本件請求の内容を要約すると、次のとおりである。

- (1) 平成27年6月15日付で、請求人が宇都宮市長に対し、宇都宮市情報公開条例6条1項の規定により、情報公開請求書を提出したところ、宇都宮市長は、少なくとも92台の携帯電話を所有あるいは占有している事が判明した。

また、「情報不存在決定通知書」により、宇都宮市長は、宇都宮市長が所有あるいは占有している携帯電話にワンセグ機能がついているかどうかを把握していない事が判明した。

平成26年3月31日当時株式会社NTTドコモが販売しているほとんどの携帯電話にワンセグ機能がついていた。

よって、宇都宮市長は、宇都宮市長が所有あるいは占有しているワンセグ機能付き携帯電話で、日本放送協会（以下「NHK」と言う。）と放送受信契約を締結していない事が推認される。

- (2) 放送法64条3項の規定によりNHKが総務大臣の認可を受けた日本放送協会放送受信規約（以下「規約」と言う。）1条2項で、ワンセグ機能付き携帯電話は、放送受信契約の締結義務がある旨が規定されている。

宇都宮市長は放送法や規約を正しく理解していないので、ワンセグ機能付き携帯電話で、NHKと放送受信契約を締結する義務がある事を知らなかったと思われる。

放送法64条の放送受信契約は強行法規（最高裁判所の判例有）であるので、放送受信契約の締結が必要か不要かを、宇都宮市長の意思で決定する性質の契約ではない。また宇都宮市長とNHKとの間で、自由に合意して契約締結する性質の契約でもない。

- (3) NHKの運営を支える財源のほぼすべてが放送受信料であり、放送受信料は分担金であり、一般的に分担金は、分担者が増えれば増えるほど、一人あたりの負担額が軽減（値下り）する。

宇都宮市長や宇都宮市長以外の公共団体や事業所（規約2条2項の事業所契約対象者）がワンセグ機能付き携帯電話で放送受信料を支払わないと、真面目に放送受信料を支払っている多くの国民の負担額が増える（放送受信料単価が不当に高くなる）という被害が発生する。

- (4) 宇都宮市長が放送受信料を支払う場合、規約5条の5が適用され、現在支払い中の放送受信料と新たに生じるワンセグ携帯での放送受信料を一括して支払えば、支払い額が安価になる。

また、規約12条の2では、延滞利息の規定が設けられており、支払いが遅れば遅れるほど宇都宮市長の支払額が増嵩する。

宇都宮市長がNHKや国民から損害賠償金を請求される可能性もあり得る。

- (5) 本件監査請求は、法第242条全体の趣旨からして妥当な請求であり、また、行政事件訴訟法第5条「この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう。」の「公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正」を求める訴訟の前段階で行う手続きであるので妥当な請求である。

本件監査請求は、法第242条第1項「契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当な確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき」に該当するので妥当な請求である。

- (6) 宇都宮市長に対し、所有あるいは占有しているワンセグ機能付き携帯電話につき放送法及び規約を遵守した放送受信契約を日本放送協会と締結する措置を講ずるよ

う勧告することを求める。

2 監査委員の判断

住民監査請求制度は、自治体行政における違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その是正のため、個々の住民に監査委員に対する監査請求を認めることにより、自治体行財政の適正な運営を確保し、ひいては住民全体の利益を擁護することを目的としている。

この住民監査請求制度について定めた法第242条第1項において、住民監査請求の対象は「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されている。

請求人は、宇都宮市長が所有あるいは占有しているワンセグ機能付き携帯電話についてNHKと放送受信契約を締結していないということが、法第242条第1項に規定する「契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当な確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき」に、該当すると主張し、宇都宮市長に対し、NHKと放送受信契約を締結するよう求めているが、この規定は、違法若しくは不当な契約の締結若しくは履行、若しくは違法若しくは不当な債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当な確実さをもって予測される場合を含む。）場合に対象となるものであって、請求人の主張は、この規定に該当しない。

次に、宇都宮市長が所有あるいは占有しているワンセグ機能付き携帯電話について、NHKと放送受信契約を締結していないとの請求人の主張は、「財産の管理」又は「財産の管理を怠る事実」の対象になるとも解することができるが、「財産の管理」及び「財産の管理を怠る事実」における「財産の管理」とは、財産についての財産的価値に着目し、その価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為をいうものと解されている（最高裁平成2年4月12日判決）ところであり、請求人の求める、NHKとの放送受信契約の締結は、受信のための契約であって、携帯電話の財産的価値に着目し、その価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為ではなく、財産の管理には該当しない。

以上により、本件請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たさないものと判断する。